

消費税・軽減税率の是非

富山短期大学名誉教授 川中清司

●与党税制大綱で導入方針

消費税の複数税率については、自民・公明与党の平成二七年度税制改正大綱で、国民の理解を得たうえで税率一〇％時に導入するとした。これを受けて与党税制協議会が設けた五月二七日の軽減税率制度検討会の委員会では、飲食料品分野を対象とする制度について「酒類を除く飲食料品」「生鮮食品」「精米」を対象とした具体案と課題が議論された。

●税理士会は軽減税率反対

税の専門家である税理士の連合会、税理士会は、六月二五日の理事会で、平成二八年度税制改正建議書を機関決定。消費税については「軽減税率制度は導入すべきでない」との方向を明らかにした。今後、日税連建議書に盛り込み、その実現を目ざして国会議員への陳情など、積極的に展開する。

●税込減り事務コスト増加

その主な理由として、①税込減少により財政再建が損なわれ、税収補てんが必要となる、②低所得者を対象とした極めて効率の悪い制度である、③複数税率の適用範囲が極めて複雑である、④納税義務者の事務が煩雑になる、⑤徴税コストが増大する、などを挙げて

いる。同政治連盟も消費税の単一税率の維持を決議し、反対運動を展開する。

●軽減の対象範囲で異なる課題

軽減税率は、その対象や範囲によって、事務負担の度合いや財源額など、さまざまな課題が生じる。例えば食品を対象とした場合、「酒類を除く飲食料品」「生鮮食品」「精米」の三つに分けても、経理処理やインボイス方式の導入、必要財源の額などに多くの課題が生じる。「酒類を除く飲食料品」とした場合、消費者には分かりやすいが、約三〇〇万の事業者インボイスの事務負担が生じる。軽減分の税収は減税率を一％とした場合に、新たに六六〇〇億円程度の財源が必要とみられる。

●対象食品で異なる軽減の財源額

軽減の範囲を絞れば必要財源は減る。生鮮食品を対象とした場合の必要財源は、軽減税率一％で一七〇〇億円、二％で三四〇〇億円となり、精米を対象とした場合は、一％で二〇〇億円、二％で四〇〇億円とみられる。

●商工団体は複数税率導入に反対

消費税に複数税率導入に反対す

軽減の範囲と必要財源

対象食品の範囲	区分経理	必要な財源
「酒類を除く」 飲食料品を対象	EU型インボイス方式を導入（3年程度は請求書等保存方式）	軽減1％で6,600億円、2％で1.3兆円程度
「生鮮食品」 を対象	〃	軽減1％で1,700億円、2％で3,400億円程度
「精米」を対象	区分経理に対応した請求書等保存方式	軽減1％で200億円、2％で400億円程度

るのは、日本商工会議所、全国商店街振興組合連合会などの経済団体で、主な理由は次の三点だ。

①社会保障制度の持続できる可能性を損なう

複数税率は逆進性対策としては非効率。大幅な税収減を招き、社会保障制度の持続できる可能性を損なってしまう。

また、税収を補うために標準税率をさらに高くすることは、国民の理解を得られない。低所得者対策としては、給付措置で対応すべきだ。

②対象品目の線引きが不明確

対象品目として、八種類のパターンが提示されているが、いずれも軽減税率の対象品目の線引きが不明確。国民や事業者に大きな混乱を与える。類似品目で公平な取扱いが困難で、国民の不満を招き、業者間の競争を阻害する。

③新たな区分経理など事務負担が増加

請求書などの保存方式・インボイス方式、どちらにしても現行に比べて事務負担が大きく増加する。簡易課税制度の複雑化、インボイス導入による免税事業者の取り引きからの排除問題を含め、中小企業に過度な事務負担を強いることとなる。

●インボイス制度で事務量が増加

「インボイス」とは請求書のこと。もともと輸出入のときに使用する出荷案内書、物品明細書、価格計算書、代金請求書を兼ねた商用書類で、売主が買主あてに作成する。

消費税にインボイス制度を取り入れる場合、インボイスの保存がなければ仕入控除が認められなくなる。専用の伝票に記載することが必要で、事業者の事務負担は増

●日本の請求書保存方式

これまで日本の消費税は「請求書等保存方式」で、帳簿と取引引きの相手方が発行した請求書など、客観的な証拠書類を保存することが、仕入税額控除をする要件となっている。

しかし、請求書などに税率や税額を記載することは義務付けられていない。事務の負担量はインボイス方式よりもはるかに軽く、すでに定着している。

●複数税率ではインボイス方式

単一税率の場合は、請求書など

イギリスのインボイス VAT＝付加価値税

[イギリス]		課税事業者の登録番号	
A FULL TAX INVOICE		VAT Reg. No.987 6543 21	
Sales Invoice No.174			
O X A TRADE LTD			
From: Any Street, Any Town			
To: N. Obody, 222 The High Street			
London NE14 4PT			
Sale: Time of supply 16/01/2012		Date of Issue: 19/01/2012	
Quantity	Description and Price	£ Net of VAT	VAT Rate Net VAT
6	Radios, SR15 @ £25.20	151.20	
4	Record Players @ £23.6	94.40	
6	Lamps, T77 @ £15.50	93.00	20 67.72
		338.60	
Total (Net)		338.60	Total VAT 67.72
VAT			67.72
TOTAL		406.32	

適用税率・税額の記載を義務付け

財務省資料より転載。課税業者は「インボイス」の発行と、副本の保存が義務付けられている

に税額の記載がなくても、仕入税額控除の計算には差し支えない。だが複数税率になると、税額記載がなければ計算ができなくなる。

したがって、請求書などに適用税率や税額を記載したもの（インボイス）が必要となり、保存が義務付けられることになる。

●与党ヒヤリングに反対意見

平成二六年六月に自民、公明の与党税制協議会が「軽減税率に関するヒヤリング」を六二団体に対して行った。その結果、消費者団体は導入に賛成の意見が多く、業界からは反対の意見が多かった。

飲食料品に対する軽減税率を導入すべきとする意見がある一方、今の単一税率を維持すべきとの意見もあった。

その理由は、①高所得者にも恩恵が及ぶ、②対象品目の線引きが困難、③税制を複雑にする、④事業者の事務負担が増加する、など。

●賛否が分かれる品目限定

対象品目の限定については、①すべての飲食料品を対象にすべき、

②低所得者層への配慮から「米、味噌、醤油に限定」、③新聞・書籍・雑誌、④社会保険診療を行うための医薬品、などがあった。その一方で、国民が納得できるような線引きは困難であり、課税の中立性が損なわれるとの反対意見もみられた。

●経済活動に混乱

反対意見の中には、時の行政の判断で税率が変更され、その都度経済活動に混乱を与える。陳情合戦となり、税制の本質を歪ませるという意見もあった。

八パターン（の分類）については、複雑すぎて事業者も消費者も理解できない。対象が否かでグレーゾーンが生じ、同じような商品が標準税率と軽減税率に分かれて一物二価になり、国民と事業者の双方に大きな混乱が生じるなどの意見があった。

●社会的コストが増大

業界団体からは、事務が複雑化し、負担とコストが増え、徴税コストも増大する。軽減税の適用範囲の是否認を巡って、税務訴訟などが増加して、社会的コストが増えるとの反対意見があった。軽減税率の食品には、価格を軽減するように圧力がかかり、安売りが続

き、デフレ脱却から取り残される
との懸念も示された。

●中小企業は益税から負担増へ

現行の消費税では、売上高が一
〇〇万円以下の事業者は、納税
義務が免除となる。売上げでお客
さまから消費税を預かって、納
税しなくてもいいことになるので
「益税」との批判がある。

仕入れや経費の支払いの際には
消費税を払うので、その差額が益
税となる。

複数の軽減税率になると、お客
さまから受け取る消費税は今より
少なくなるが、仕入れや経費で払
う消費税が多くなり、差し引きす
れば税金が戻るケースも生じてく
る。だが、課税事業者の選択をし
ないと戻らない。課税事業者は、
複雑な記帳や計算など事務負担が
荷重となる。そのうえ商品ごとに
税率が異なれば、税額を明示した
明細書(インボイス)が必要になっ
てくる。

●みなし仕入れ率など制度変更

本来、消費税の納税は、売上げ
に対する消費税額から、課税仕入
れに係る消費税を差し引く「本則
課税」で計算する。これに対して
中小事業者の事務負担を軽減する
ために、実際の仕入税額控除の計

みなし仕入れ率

第1種事業	卸売業	90%
第2種事業	小売業	80%
第3種事業	製造業など	70%
第4種事業	飲食店など	60%
第5種事業	サービス業など	50%
第6種事業	不動産業	40%

算を省略して、売上げに一定の率
を掛けた額で控除ができる。六種
類の「みなし仕入れ率」が設けら
れており、課税売上が五〇〇万
円以下の業者であれば、この方法
を選択できる。

複数税率を採用した場合に、こ
の制度をどのように変えていくの
かも大きな課題となる。

●日本の非課税

日本では、「消費」の概念にな
じまないものについては、非課税
制度を取り入れている。

たとえば、土地や有価証券の譲
渡、社会保険診療報酬など「消費」
になじまないものは消費税を課税
せず、複数税率制度を適用しない。

●複数税率のねらい

食料品や電気代などの生活必需

品については、標準税率より低く
して生活の負担を軽くする。高級
ブランド品や貴金属などの贅沢品
に対しては高い税率にする。その
結果、所得の低い層への税負担の
割合を低くすることができるとい
う制度だ。

所得が低いほど家計の生活必需
品の割合が多く、所得に対する消
費税の負担割合が大きいので、必
需品の消費税率を下げて、税の負
担を下げるねらいがある。

●海外の複数税率の欠点

海外では複数税率制度を取って
いる国が多い。低所得層の税負担
を軽減するためには、対象を日常
生活に欠かせないものに絞り込み、
その商品を法律で限定する必要が
ある。しかし実際にはその線引き
は難しい。

ドイツでは、ハンバーガーを店
内で飲食した場合は標準税率(一
九%)だが、テイクアウト(持ち
帰り)用は軽減税率(七%)とな
る。フランスでは、チョコレート
のカカオの含有量によって税率が
変わる。五〇%までなら軽減税率
(五・五%)だが、これを超せば
贅沢品とみて標準税率(一九・
六%)がかけられる。

海外の複数税率制度

標準税率		軽減税率
イギリス	20%	食料費、水道水、新聞 : 0% 家庭用燃料、電力料 : 5%
フランス	20%	新聞、雑誌、医薬費 : 2.1% 書籍、食料品 : 5.5% 外食 : 7%
ドイツ	19%	食料品、水道水、新聞、雑誌、 書籍、旅客輸送宿泊施設 : 7%

●望まれる現場即応の対策

日本で複数税率をとれば、店頭
での計算事務量が増える。そのう
え外食するお客さまが減り、家庭
での食事が増えるという声もあり、
業界団体からの反対が強い。

消費税率が一〇%になるのは平
成二九年四月。この時に生活必需
品などは低い税率にする「複数税
率」の導入の是非が問われている。
低所得者の対策と逆進性を防止す
るねらいだが、果たしてその効果
のほどはどうか。現場に即し
た対策が望まれる。